資質基準システム運用マニュアル

（基本訓練関係）

　　年　　月　　日

（第　　版）

株式会社　●●海運

|  |  |
| --- | --- |
| 本マニュアルの地方運輸局への提出日(※) | 　　　　年　　　月　　　日 |

※変更した場合は最新の提出日

１．総則

当社における船員労働安全衛生規則（昭和３９年運輸省令第５３号）第１１条第１項に基づく教育として実施するＳＴＣＷ条約コードＡ-６／１節の２による訓練（以下「基本訓練」という。）の実施について以下の通り定める。

２．担当部署

次の担当部署において、基本訓練の実施について統括・管理する。

（１）担当部署：○○部○○課

（２）担当部署の体制

①　責任者

責任者は、基本訓練の適正な実施の統括・管理を行い、「基本訓練修了証明書」及び「技能証明書」を発給する。

　　②　担当者

　　　　　担当者は、責任者が定めた職務分担に従い、訓練の実施に関する事務等を行う。

　　　※　複数部署で担当する場合（例えば、基本訓練の実施部署と各証書の発給等事務を行う部署が異なる場合）は、それぞれの部署について記載。

３．基本訓練の対象者

　　基本訓練の対象者は、船舶の運航において安全又は汚染防止任務に従事する者とする。具体的には次のとおり。

　　①　海技免状を受有する者

　　②　航海当直部員の認定を受けている者

③　危険物等取扱責任者の認定を受けている者

　　※　上記の対象者（①から③）は、内航船の場合の例を記載しているものです。

４．基本訓練の実施

（１）基本訓練は、次の①から④の訓練について、国土交通省通達「ＳＴＣＷ条約第６章第１規則を担保するための船員労働安全衛生規則第１１条第１項に基づく教育及び訓練の実施について」（令和２年４月１３日付け国海員第１４号。以下「通達」という。）別表第１に規定する内容について行う。

①　生存訓練（個々の生存技術に係る訓練）

②　消火訓練（防火及び消火に係る訓練）

③　応急訓練（初歩的な応急手当に係る訓練）

④　安全社会訓練（個々の安全及び社会的責任に係る訓練）

（２）基本訓練は、３の対象者に対し、当該対象者が最初に船内における任務に割り当てられる前に、次のとおり実施する。また、生存訓練及び消火訓練については、５年ごとに実施し、能力が維持されていることを確認する。

|  |  |
| --- | --- |
| 基本訓練 | 実施方法 |
| 生存訓練 | 通達５①による国土交通省海事局船員政策課の確認を受けている実地訓練機関が実施する訓練を対象者に受講させる。 |
| 消火訓練 |
| 応急訓練 | 海技士の資格を有する者を講師とし、○○（例：当社の会議室、船内、基本訓練実施機関）において、通達別表第１の基準に従い実施する。 |
| 安全社会訓練 |

５．基本訓練修了証及び技能証明書の発給

（１）責任者は、生存訓練、消火訓練、応急訓練及び安全社会訓練を修了した者に対し「基本訓練修了証」を発給する。

（２）責任者は、生存訓練及び消火訓練を修了した者に対し「技能証明書」を発給する。

（３）責任者は、（１）又は（２）の各証書の発給に当たっては、発給対象者より、実地訓練機関より発行された当該各訓練を修了したことを証明する書類の写しを提出させ、それにより、当該発給対象者が生存訓練及び消火訓練を修了したことを確認することとする。

６．海技免状を有する者等の取扱い

（１）海技免状を有する者の取扱い

①　次の表の「対象者」欄に該当する者については、「実施を要しない訓練」欄に掲げる訓練については、実施を要しないこととする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 実施を要しない訓練 |
| イ　海技免状を有する者 | 応急訓練、安全社会訓練 |
| ロ　初めて受有した海技免状の交付日から５年を経過していない者 | 生存訓練、消火訓練（いずれも初回の訓練に限る） |

②　責任者は、①イに掲げる者に該当する者に対しても「基本訓練修了証」を発給することができる。

③　責任者は、①ロに掲げる者に対しても「基本訓練修了証」及び「技能証明書」を発給することができる。この場合、当該「技能証明書」の有効期間は、初めて受有した海技免状の交付日から５年間とする。

（２）特定の講習を修了している者の取扱い

①　次の表の「対象者」欄に掲げる者該当する者については、「みなす訓練」欄に掲げる訓練を修了したものとみなすことができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | みなす訓練 |
| 海技免許の取得のために、過去５年以内に海技免許講習の救命講習又は機関救命講習を修了した者 | 生存訓練（初回の訓練に限る） |
| 海技免許の取得のために、過去５年以内に海技免許講習の消火講習を修了した者 | 消火訓練（初回の訓練に限る） |
| 甲種危険物等取扱責任者の認定を受けるために、過去５年以内に、消防講習を修了した者 | 消火訓練（初回の訓練に限る） |

②　①の取扱いにより発給する「技能証明書」の有効期間は、各講習を修了した日から１年を経過している場合には、当該１年を経過した日から５年間とし、各講習を修了した日から１年を経過していない場合には、当該「技能証明書」の発給日から５年間とする。

８．各種記録簿の作成について

（１）責任者（又は担当者）は、「基本訓練実施記録簿」を作成し、基本訓練の実施状況について記録する。また、「基本訓練実施記録簿」は、○○課に備置き（又は「○○課のパソコンに保存し」）、常時閲覧できるようにする。

（２）責任者（又は担当者）は、各年度当初に「基本訓練修了証等交付記録簿」を作成し、「基本訓練修了証」又は「技能証明書」を発給したときは、同記録簿に必要事項を記録する。

９．基本訓練修了証等交付記録簿等の国土交通省への提出

（１）責任者（又は担当者）は、作成した「基本訓練修了証等交付記録簿」を、毎年４月末日までに、管轄する各地方運輸局等の基本訓練担当の窓口に提出する。

（２）責任者（又は担当者）は、本運用マニュアルの内容を変更したときは、当該変更後の運用マニュアルの写しを、（１）による「基本訓練修了証等交付記録簿」の提出に合わせて管轄の地方運輸局等の基本訓練担当の窓口に提出する。

１０．その他

　　責任者は、基本訓練修了者への訓練効果を踏まえ評価・検証を行い、必要に応じて当該訓練の実施方法の見直し等を行う。

年　　月　　日

株式会社○○海運　〇〇部長 　国土　太郎